



令和7年6月

お客さま 各位

大田原信用金庫

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みについて

平素は、大田原信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度当金庫では、下記の取組みを実施致します。お客さまにおかれましては、本対応についてご理解賜りますようお願い申し上げますとともに、この機会に電子的決済手段(インターネットバンキング・でんさい等)の利用をご検討くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 取組みの背景

政府は2027年3月末までの約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化の方針を示しており、全国銀行協会は、2027年3月末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする目標を掲げています。

当金庫では、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みを進めており、本対応はその一環として実施するものです。

2. 実施内容

(1) 当座勘定の新規口座開設停止 (実施日：令和7年10月31日(金))

当座勘定の新規口座開設を停止します。実施日以降、事業性資金に係る新たな預金口座開設を希望される場合には、「普通預金」または「無利息型普通預金」をご利用ください。

尚、既に当座勘定をお持ちのお客様は引き続きご利用可能です。

(2) 令和9年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の停止 (実施日：令和7年10月31日(金))

令和9年4月以降を期日とする手形・小切手について、代金取立の受付を終了します。

尚、令和7年11月以降に令和9年4月以降を期日とする手形・小切手を受け入れた場合は、支払呈示期間中にお取引店にお持ち込みいただく様お願い致します。



(3)手形・小切手の発行受付終了(自己宛小切手を含む):(実施日令和7年12月30日(火))

手形帳・小切手帳の新規発行受付を終了します。

尚、発行受付終了日時点で保有されている発行済の手形・小切手につきましては、引き続きご利用いただけます。

以 上